

## 神恵内村青年就農給付金事業

### 1. 事業の趣旨（概要）

神恵内村では、青年の就農意欲の喚起と就農後の定着を図るため、経営が不安定な就農直後（5年以内）の所得を確保するため、助成金を給付する。

### 2. 給付要件

神恵内村で策定される「人・農地プラン」に位置づけられる原則45歳未満の独立・自営就農者について

・ 年間150万円を最長5年間給付する

### 3. お問い合わせ先

〒045-0301 古宇郡神恵内村大字神恵内村81番地4

神恵内村役場 産業建設課 水産農林係

TEL 0135-76-5011

FAX 0135-76-5544

E-mail [suisan-2@vill.kamoenai.hokkaido.jp](mailto:suisan-2@vill.kamoenai.hokkaido.jp)

### 4. その他

就農に向けて、指定機関で研修を受ける場合、給付を受けられる場合があります。

詳しくは、北海道農政部農業経営局農業経営課担い手育成Gまでお問い合わせください。

TEL 011-231-4111（27-366）

FAX 011-232-4127

HP

<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ns/kei/seinen/syuunou/kyuhukin.htm>